

川西市告示第64号

川西市簡易耐震診断推進事業実施要綱を次のように定める。

令和元年10月1日

川西市長 越田 謙治郎

(目的)

第1条 この要綱は、川西市内に存する住宅（国、県、市町及びその関係機関が所有する住宅を除く。以下「住宅」という。）の所有者が住宅の耐震診断を希望する場合において、川西市が耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般社団法人兵庫県建築士事務所協会「簡易耐震診断推進事業 耐震診断マニュアル」に準拠した診断方法によって、建物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 簡易耐震診断推進事業 次条に規定する対象住宅について、川西市が耐震診断に関する事業計画を定め、耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行うことにより、住宅の地震に対する安全性の向上を図る事業をいう。
- (3) 戸建て住宅 一の敷地に独立して建てられた一戸の住宅をいう。
- (4) 共同住宅 複数の住戸が一棟に建築された住宅で、廊下、階段等の共用部分を有するものをいう。
- (5) 長屋住宅 壁に接し、又は壁を共有して複数の住戸を並べて建築された一棟の住宅をいう。
- (6) 耐震診断技術者 兵庫県簡易耐震診断員認定制度要領（平成24年9月20日施行）に基づき兵庫県知事が認定した簡易耐震診断員のうち、同要領に規定する「簡易耐震診断推進事業 耐震診断技術者名簿」（以下「登録簿」という。）に登録された者をいう。
- (7) 管理者等 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条に規定する管理者及び同法第49条に規定する理事をいう。

(対象となる住宅の要件)

第3条 耐震診断技術者を派遣する対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅。ただし、建築確認が不要であったものについては、この限りでない。
- (2) 延べ面積の過半が居住の用に供されているもの
- (3) 次に掲げる工法以外で建てられたもの
 - ア 枠組壁工法
 - イ 丸太組工法
 - ウ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条に規定する認定工法
- (4) 原則として建築基準法に適合しているもので、同法第9条に規定する措置を命じられていないもの

2 対象住宅は、前項によるもののほか、次に掲げる場合にあっては、それぞれの要件を備えているものとする。

- (1) この要綱に基づき耐震診断を受けようとする所有者又は管理者等（以下「申込者」という。）以外に所有権、借家権等の権利を有しているもの（以下「権利者」という。）が存する場合にあっては、原則として、耐震診断を受けることについて権利者全員の同意が得られていること。
- (2) 住宅が建物の区分所有等に関する法律による区分所有の建物である場合にあっては、耐震診断を受けることについて同法第3条の規定に基づく管理組合の議決等を経ていること。

（業務の停止）

第4条 市長は、耐震診断技術者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該者が所属する建築士事務所に対し、補助事業に係る業務の停止を命ずることができる。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第203号）第10条第1項の規定に基づく懲戒処分により、業務の停止を命じられた場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が業務を停止することが必要であると認める場合
（簡易耐震診断推進事業の内容）

第5条 市長は、申込者から次条に規定する申込みを受けた場合は、予算の範囲内で当該住宅に対し、申込者が選定する耐震診断技術者を派遣して耐震診断を行い、その結果を耐震診断報告書にて報告するものとする。

(申込みの手続)

第6条 申込者は、川西市が閲覧に供するために設置した登録簿又はこれに準ずるものから耐震診断技術者を選定し、簡易耐震診断申込書(様式第1号-1)(以下「申込書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 管理者等が申込みをする場合 簡易耐震診断推進事業の申込書(様式第1号-2)及び実施に関する証書(様式第1号-4)
- (2) 長屋住宅の申込みをする場合 簡易耐震診断推進事業の申込書(様式第1号-3)及び実施に関する同意書(様式第1号-5)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(耐震診断技術者の派遣の決定)

第7条 市長は、申込書を受理したときは、当該申込みの内容を審査し、耐震診断の実施を決定したときは、簡易耐震診断実施決定通知書(様式第2号、以下「決定通知書」という。)をもって申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により耐震診断の実施を決定する場合において、必要があると認めるときは、申込者に対して条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項に規定する審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないことを決定したときは、その理由を付して、簡易耐震診断実施要件不適合通知書(様式第3)により当該申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の決定の内容を変更する必要があると認めるときは、当該決定の内容を変更し、その内容を申請者に通知するものとする。

(経費)

第8条 市長は、簡易耐震診断推進事業の業務受託者に対し、別表に定める金額を支払うものとする。

(耐震診断の着手)

第9条 市長は、申込書を受理し、決定通知書を申込者に送付した後、速やかに耐震診断技術者の派遣を依頼するものとする。

(耐震診断の取止め)

第10条 申込者は、決定通知書の送付を受けた後、自らの事情により耐震診断を取り止めるときは、決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して15日以内に、簡易耐震診断実施決定辞退届(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて市長に取止めを申し出ることができる。

- (1) 管理者等が届出する場合にあっては、簡易耐震診断推進事業の辞退の届出に関する証書（様式第4号－4）
- (2) 長屋住宅の場合にあっては、簡易耐震診断推進事業の辞退の届出に関する同意書（様式第4号－5）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申出があったときは、当該申込者に係る耐震診断の実施決定はなかったものとみなす。

（耐震診断の実施）

第11条 耐震診断技術者は、依頼のあった住宅に対し耐震診断を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、耐震診断技術者からの診断結果を申込者に報告するものとする。

（耐震診断の取消し）

第12条 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断技術者の耐震診断の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込みその他の不正の行為により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める理由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき耐震診断の決定を取り消したときは、その理由を付して、簡易耐震診断実施決定取消通知書（様式第5号）により当該申込者に通知するものとする。

（守秘義務等）

第13条 耐震診断技術者は、耐震診断に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 耐震診断技術者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 申込者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。
- (2) 処理を他に委託し、又は請け負わせること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、耐震診断技術者としてふさわしくない行為を行うこと。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

付 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第8条関係）

建物、構造種別		No	一棟当たり耐震診断経費（税込）	
戸建て住宅	木造	1	31,500円	
	非木造	2	63,500円	
長屋住宅	木造	3	63,500円	
	RC造	1棟目	4	217,000円
		2棟目以降	5	155,000円
	鉄骨造	1棟目	6	114,000円
		2棟目以降	7	79,500円
	共同住宅	木造	8	63,500円
RC造		図面有り	9	217,000円
		図面なし	10	321,000円
		2棟目以降	11	155,000円
鉄骨造		1棟目	12	114,000円
		2棟目以降	13	79,500円

備考 戸建て住宅のRC造又は鉄骨造で耐震診断報告書を作成する場合の耐震診断経費は、戸建て住宅の木造の耐震診断経費の額とする。なお、令和元年10月1日以降に完了する事業に対して運用し、令和元年9月30日以前に完了する事業に対しては、従前の内容を適用する。